

入札公告

当機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第11条の規定に基づき、以下の一般競争入札（最低価格落札方式）を公告します。

2024年10月25日

独立行政法人国際協力機構
本部 契約担当役 理事

1. 業務名称：JICA 本部（二番町センタービル及び竹橋合同ビル）防災備蓄品の調達
2. 競争に付する事項：入札説明書第1入札手続3. のとおり
3. 競争参加資格：第1入札手続5. のとおり
4. 契約条項：入札説明書第4契約書（案）のとおり。
5. 電子入札による入札執行：
本業務の入札は電子入札システムで実施します。日時及び詳細については入札説明書をご覧ください。
6. その他：入札説明書のとおり。

以 上

入札説明書

【電子入札システム対象案件

／最低価格落札方式】

業務名称：JICA 本部（二番町センタービル及び竹橋合同ビル）防災備蓄品の調達

調達管理番号：24a00731

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書
- 第3 経費に係る留意点
- 第4 契約書（案）
- 別添 様式集

2024 年 10 月 25 日
独立行政法人 国際協力機構
国際協力調達部

第 1 入札手続

1. 公告

公告日 2024 年 10 月 25 日
調達管理番号 24a00731

2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：JICA 本部（二番町センタービル及び竹橋合同ビル）防災備蓄品の調達
- (2) 選定方式：一般競争入札（最低価格落札方式）
- (3) 業務仕様：「第 2 業務仕様書」のとおり
- (4) 業務履行期間（予定）：2024 年 12 月（契約締結日）から 2025 年 3 月 14 日まで

4. 手続全般にかかる事項

(1) 書類等の提出先

入札手続窓口、各種照会先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部契約推進第三課

【電話】03-5226-6609

【メールアドレス】e_sanka@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

(2) 書類等の提出方法

1) 入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出方法については、別紙「手続・締切日時一覧」にてそれぞれご確認ください。

なお、当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip 形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難しい場合は、上記（1）の連絡先までお問い合わせください。

- 2) 電子入札による各種書類の授受方法については以下の「電子入札システムポータルサイト」をご覧ください。

<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

* JICA 電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となりますので、初めての方は入札書の提出日より前までにご準備ください。

① 認証局発行の IC カード及びカードリーダーの準備

詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル（設定～利用者登録）」をご参照ください。認証局によりますが、IC カードの発効には 2～4 週間かかります。

② 団体情報の登録及び「業者番号」の入手

電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行には JICA の団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要となります。なお、同登録には、7～10 営業日かかります。

【団体情報登録】

<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html>

3) 書類等の押印省略

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、共同企業体結成届、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より（もしくは社内責任者に cc を入れて）メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

(3) 電子入札システム上の案件分類について

電子入札システム上、本案件は「工事、コンサル」に分類されております。お間違えのないようご注意ください。

操作手順の詳細は、以下操作マニュアルの 6 ページを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
- b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

- す。
- 1) 全省庁統一資格
令和04・05・06年度全省庁統一資格で「物品の販売」の資格を有すること。（等級は問わない）
 - 2) 日本国登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
 - 3) 資本関係又は人的関係
競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
 - a) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ）の関係にある場合
 - ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - b) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社

等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
- 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

ii. 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii. 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

iv. 一般財団法人、一般社団法人及び組合の理事

v. その他業務を遂行する者であつて、i からivまでに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記a)又はb)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※留意事項：入札書を提出しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡を取ることが、これに抵触するものではありません。

（３）共同企業体、再委託について

１）共同企業体

共同企業体の結成を認めません。

２）再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるときまたは発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさな

い補助的な業務に限り再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の1)を「4. 手続全般にかかる事項(1) 書類等の提出先」まで電子メールで提出してください。提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

1) 提出書類：

- a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)
- c) 資本関係又は人的関係に関する申告書

2) 確認結果の通知：

確認の結果、資格有と判断される場合は結果を通知しません。資格無しと判断される場合のみ結果をご連絡します。

6. その他関連情報

該当ありません。

7. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書(案)の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式(別添様式集参照)に記載のうえ、メールに添付して提出ください。
- (2) 電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記(1)の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/buppin/koji2024.html>
- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

8. 辞退届の提出

- (1) 競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、遅くとも入札会1営業日まえの正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。
宛先：e_sanka@jica.go.jp
件名：【辞退】(調達管理番号)_(法人名)_ 案件名
- (2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

9. 入札執行（入札会）の日時等

当機構契約事務取扱細則第14条第2項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」に基づき、電子入札システムで入札を実施します。なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間までに再入札書を電子入札システム上で提出願います。

また、締切時間までに再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

(1) 入札開始日時：2024年12月5日（木）15時00分

(2) 再入札の実施

再入札の場合には、電子入札システムにて再入札の日時を指定し通知します。

1回目の入札から再入札までの間隔は通常20分程度になりますので、再入札に備えてすぐに電子入札システム利用できるよう予めご準備ください。なお、詳細は「12. 入札方法等」をご覧ください。

10. 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（入札者側のPCのトラブルによる場合も含む）。

11. 入札方法等

(1) 電子入札システムで入札を行います。

(2) 入札会の手順

1) 開札

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同システム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行します。

2) 再入札及び不落随意契約交渉

a) 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時に従い、記載されている入札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。

b) 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。

c) 2回まで行っても落札者がいないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(3) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して必要事項を記入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入力いただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。

(5) 落札者と宣言された者の失格

落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場合があります。

1 2. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 明らかに連合によると認められる入札
- (2) 条件が付されている入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

1 3. 落札者の決定方法

- (1) 発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）をメールで提出ください。なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。

- (3) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、1 2. に基づき「無効」と判断された場合
- 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合

1 4. 契約書の作成及び締結

- (1) 落札者は電子署名による契約を締結することを基本とし、「第4 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、電子署名より締結します。なお、書面による契約を希望する場合は落札後発注者へご照会ください。
- (2) 契約条件、条文については、「第4 契約書(案)」を参照してください。なお契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「7. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。
- (3) 契約保証金は免除します。
- (4) 契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

1 5. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト

上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

16. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者については、その通知日の翌日から起算して7営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. 手続全般にかかる事項（1）書類等の提出先」までご連絡ください。

第2 業務仕様書

本業務仕様書(案)に記述されている「脚注」については、競争参加者が競争参加にあたり参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅰとして添付される業務仕様書からは削除されます。

1. 件名

JICA本部（二番町センタービル及び竹橋合同ビル）防災備蓄品の調達

2. 納入場所

- (1) 独立行政法人国際協力機構 本部（以下「二番町」という。）
東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル2～6階
- (2) 独立行政法人国際協力機構 本部（以下「竹橋」という。）
東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル7～9階

3. 納入期限

2025年3月14日（金）までとする。

納品日については、担当職員と協議すること。

4. 業務の内容

- (1) 防災備蓄品の納入
別紙1のとおり。
- (2) 仕分け及び配布作業
別紙2で指定した数量のとおりに仕分けし、配布先別に配布する。ただし、梱包単位に合わない余剰分はビニール袋又は適切なサイズの段ボール箱に入れ替える等により、まとまった状態で配布できるように仕分けること。配布準備のための場所は機構が提供する会議室等を使用する。具体的な配布先は別途担当職員が指定する。

5. 調達条件等

- (1) 納入品は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づいて機構が定めた、「2024年度環境物品等の調達の推進を図るための方針」¹に沿った商品であること。
- (2) 納入品は、詳細仕様が確認できる資料を事前に提出し、機構の担当職員の下承を得ること。
- (3) 納入品及び納入品の梱包用外箱に各商品の名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。ただし、梱包用外箱については名称以外の情報が記載されていなくても納入を可とする。

¹ [2024 年度環境物品等の調達の推進を図るための方針](#)

- (4) 納入品は、別紙1の参考銘柄と同等又はそれ以上の品質であること。
参考銘柄以外の商品で入札参加を希望の場合は質問書にその旨記載の上、商品カタログ及び商品仕様等の必要書類を添付の上送付すること。確認結果（入札参加の可否）は質問への回答時にHPに掲載することとする。

6. 搬入出時の留意点

- (1) 納入は平日の9時30分から17時までに行うものとする。具体的な作業日時は機構の担当職員と協議の上、決定すること。
- (2) 梱包材等は、納入時に受注者の責任において回収し、自らの責任において適切に処分等を行うこと。
- (3) 各ビルの車両による搬入出については次のとおりで、搬入出に関する車両情報、作業人員等必要事項を発注者へ届け出ること。

【二番町】

ビルの地下1階にある駐車場（荷捌きスペース）に一時停車し、人荷用エレベーターを使用し納入場所へ搬入する。搬入出条件等は下記（4）のとおり。ただし、駐車場（荷捌きスペース）の利用は30分以内のため、それを超える場合は近隣駐車場に停車させる。

【竹橋】

ビルに到着次第警備室で受付をする。受付後、地下1階にある駐車場の発注者が指定するスペースに一時停車し、荷物用エレベーターを使用し納入場所へ搬入する。搬入出条件等は下記（4）のとおり。

- (4) 搬出口、搬入口及び昇降設備等の仕様は次のとおり。ただし、昇降設備の入口高さ、幅、内寸、車路の幅及び建屋内運搬用の通路幅は、各所の現況を受注後に改めて確認すること。

【二番町】

搬出口/ 搬入口	昇降設備	車両制限
地下1階	人荷用エレベーター1基 (積載荷重1,700kg)	地下1階駐車場 入口高：2.8m以下（2t車まで）

【竹橋】

搬出口/ 搬入口	昇降設備	車両制限
地下1階	荷物用エレベーター1基 (積載荷重1,350kg)	地下1階駐車場 入口高：2.1m以下（重量制限なし。ただし、大型や特殊車両の場合は事前に報告すること。）

- (5) 搬入・搬出に際し、万一ビルの内装等をき損させる等の事故が生じた場合

は、受注者の責任において賠償、修繕等により弁償することとする。

7. 成果物・業務提出物等

受注者は業務完了にあたって納品書を作成し、実績を確認できる書類を添付すること。発注者は納品書を検査し、検査結果及び精算金額を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書を発行する。

8. 支払方法

納入品の検査の結果、合格した場合に一括払いとする。

9. その他

本仕様書にない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、随時、受注者は発注者と協議し解決を図るものとする。

以上

添付資料

別紙 1：備蓄品規格・数量

別紙 2：配布先別内訳

別紙 1

備蓄品規格・数量

品 目	規格	必要数（注 1）	参考銘柄（注 2）
飲料水	・ 2L のペットボトルが、1 箱 6 本入りで梱包されていること。 ・ 仕様は下記のとおり。 ➢ 常温保存にて 7 年以上の賞味期限を有し、納入時点において最低 6 年 8 ヶ月以上の保存期間を有すものであること。	1 箱 6 本入 636 箱 (計 3,816 本)	・ 株式会社ケイ・エフ・ジー 純天然アルカリ 7 年保存 ・ 株式会社東京商工 The Next Dekade 7 年保存 ・ Reset Time 純天然アルカリ保存水 7 年保存
食料（ビスケット）	・ 1 食分毎に包装されている必要はないが、小分けでアルミ包装されているもの。缶入りタイプは不可とする。 ・ 仕様は下記のとおり。 ➢ ビスケット又はクラッカーで、1 食当たりのカロリーが 240kcal 以上のもの。 ➢ 個包装を開封せずに、一人一人に配布できるものであること。 ➢ 保管スペースに配慮したサイズで、食後のゴミも最小限に抑えられる包装であること。 ➢ 常温保存にて 7 年以上の賞味期限を有し、納入時点において最低 6 年 8 ヶ月以上の保存期間を有すものであること。	11,280 食	・ 石渡食品有限会社 長期保存 every クッキー個包装 プレーン×60 袋入小分け包装 7 年保存 ・ 社会福祉法人江差福祉会 災害備蓄用フリーズドライビスケット 7 年保存 ・ 株式会社河本総合防災 エマージェンシークッキー 7 年保存
食料（アルファ米）	・ アルファ米が 1 食分で個包装されていること。 ・ 仕様は下記のとおり。 ➢ うるち米又はもち米に具材（1 種類以上）が入っていること。 ➢ 水又はお湯を注ぎ、水で 60 分程度、お湯で 20 分程度の時	5,640 食	・ サタケ株式会社 ななこめつつ ・ 株式会社山貴屋 レスキューライス

品 目	規格	必要数（注 1）	参考銘柄（注 2）
	間で食せる状態になる商品であること。 ➤ スプーン付とし、食器なしでそのまま食せること。 ➤ アレルギー物質（特定原材料等）28 品目（注 3）不使用であること。 ➤ 常温保存にて 7 年以上の賞味期限を有し、納入時点において最低 6 年 8 ヶ月以上の保存期間を有すものであること。		
非常用 トイレ	・非常用トイレ 1 箱 10 回分タイプとする。 ・仕様は下記のとおり。 ➤ 洋式トイレの便器と便座の内側に挟み、使用するもの。 ➤ 処分用防臭袋、汚物袋が 1 回分に各 1 枚、凝固剤が 1 個入っていること。 ➤ 凝固剤は 500ml 程度が凝固可能で、保存期限は 10 年を有し、納入時点において最低 9 年 8 ヶ月以上の保存期間を有すものであること。	1,880 箱	・株式会社ワンステップ においバイバイ袋 非常トイレ用 ・株式会社小久保工業所 緊急簡易トイレ ・まいにち株式会社 マイレット非常時トイレ処理セット mini-10 ・河本総合防災 ポータブルトイレカプセル 10

（注1） 別紙 2 のとおり、各フロアの配布先に分けて配布する。

（注2） 上段／メーカー名、中段／商品名、下段／保存年数。ただし、食料（アルファ米）、非常用トイレは保存年数なし。

（注3） [食物アレルギー表示に関する情報 | 消費者庁 \(caa.go.jp\)](https://caa.go.jp/)

別紙 2

配布先別内訳

納入場所	フロア	配布先 ※	飲料水 (箱)	食料 (ビス ケット) (食)	食料 (アル ファ米) (食)	非常用トイ レ (箱)
二番町	6 階	6-1	16	282	141	47
		6-2	3	54	27	9
		6-3	13	222	111	37
		6-4	11	192	96	32
		6-5	6	108	54	18
		6-6	40	720	360	120
	5 階	5-1	40	720	360	120
		5-2	24	426	213	71
		5-3	12	216	108	36
		5-4	60	1,080	540	180
	4 階	4-1	19	336	168	56
		4-2	24	426	213	71
		4-3	19	336	168	56
		4-4	28	504	252	84
		4-5	28	492	246	82
		4-6	10	174	87	29
	3 階	3-1	7	120	60	20
		3-2	11	192	96	32
		3-3	17	306	153	51
		3-4	13	234	117	39
		3-5	28	504	252	84
		3-6	26	456	228	76
		3-7	29	516	258	86
		3-8	8	138	69	23
	2 階	2-1	23	408	204	68
		2-2	10	168	84	28
		2-3	8	144	72	24
		2-4	11	192	96	32
		2-5	8	138	69	23
竹橋	9 階	9-1	1	6	3	1
	8 階	8-1	29	510	255	85
	7 階	7-1	25	450	225	75
		7-2	29	510	255	85

※配布先詳細は内部情報のため、契約締結後に別途配布する。

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、防災備蓄品納入業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解した上で、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

(1) 経費の費目構成

納品する各物品の単価を定めて、数量を乗じて算出願います。なお、本単価に、本物品の調達、輸送、仕分け及び配布等までのすべての経費を入札金額に含めること、または調達物品単価とは区別して計上し、入札金額とすることができます。

(2) 消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100若しくは108分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、入札金額の全体に110分の100若しくは108分の100に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

備蓄品の納入、仕分け及び配布に係る経費については、契約金額内訳書に定められた単価による。受注者は業務完了にあたって、納品書を作成すること。発注者は検査し、検査結果及び精算金額を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書を発行する。

3. その他留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きると想定された時点で速やかに担当事業部と相談してください。

以上

第4 契約書（案）

売買契約書

1. 件名 JICA 本部（二番町センタービル及び竹橋合同ビル）防災備蓄品の調達
2. 仕様・数量 附属書Ⅰ「業務仕様書」のとおり
3. 契約金額 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 〇〇〇, 〇〇〇円)
4. 納入期限 2025 年 3 月 14 日
5. 納入場所 独立行政法人国際協力機構指定場所
6. 契約保証金 免除

独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名〔組織名〕を記載（以下「受注者」という。）とは、頭書記載の物品名の売買について、以下の各条項により売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者は、おのこの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 受注者は、附属書Ⅰ「業務仕様書」に記載する物品（以下「契約物品」という。）を、頭書記載の納入期限内に、頭書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者はその対価として頭書記載の契約金額を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(納品)

第4条 受注者は、契約物品を納入するときは、必要な項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、契約物品を納入するときは、一括して納入しなければならない。ただし、あらかじめ分割納入を指定された場合又は発注者が認める場合には、分割して契約物品を納入することができる。

(検査)

第5条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納入があったときは、その翌日から起算して10営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。)以内に契約物品の種類、品質及び数量の検査を行う。

- 2 前項の検査の結果、契約物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があった場合は、発注者は、検査終了日の翌日から起算して10営業日以内に、具体的な契約不適合の内容を示して受注者に通知する。受注者は、同通知を受けたときは、直ちにこれを修補又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。
- 3 契約物品のうち、公的検査を受ける必要のある物品は、受注者が費用を負担し当該検査を受け、これに合格したものでなければならない。
- 4 受注者は、契約物品のうち、物品目録に輸出梱包を施すことが規定されているものについては、当該規定に従い、輸出梱包を施さなければならない。
- 5 受注者は、契約物品のうち、物品目録に輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等を取得することが規定されているものについては、当該法令の規定に従い、必要な書類等を取得し、発注者に提出しなければならない。

(減価採用)

第6条 発注者は、前条の検査に合格しなかった契約物品について、その契約不適合の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。

- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第7条 契約物品の所有権は、検査に合格した時に受注者から発注者に移転し、同時に当該物品は、発注者に引渡されたものとする。ただし、発注者が前条第1項による減価採用をした場合には、契約物品の所有権は、発注者が減価採用する旨の意思表示をした時に、受注者から発注者に移転し、同時に、引渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた契約物品についての損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合)

第8条 発注者は、引き渡された契約物品に第5条第1項に定める検査では発見できない契約不適合を発見したときは、契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、受注者に対し、その補修、代替品の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。

2 前項の履行の追完を催促したにもかかわらず、発注者が定めた期間内に受注者が履行の追完をしないときは、発注者は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者に対し、契約不適合のある契約物品について当該契約不適合に応じた契約金額の減額を請求することができる。

3 発注者は、契約物品に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者に通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 本条の規定は、発注者による損害賠償の請求を妨げない。

(納入期限の延長)

第9条 受注者は、受注者の責に帰することができない事由により、納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその事由を明らかにした書面により納入期限の延長を申し出ることができる。この場合における納入期限の延長は、発注者及び受注者で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

(履行遅延の場合における損害の賠償)

第10条 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限までに契約物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に契約物品を納入する見込みのあるときは、発注者は、受注者に納入遅延により発生した損害の賠償を請求するとともに、契約物品の納入を請求することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、契約金額から既に引渡しを受けた契約物品に相応する金額を控除した額に、遅滞日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、発注者が次条に従って支払義務を負う契約金額の支払が遅延した場合は、受注者は、遅延金額につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(代金の支払)

第11条 受注者は、契約物品の納入が完了し、かつ第5条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、第4条第2項但書に基づき契約物品を分割して納入し、第5条の検査に合格したときは、当該納入物品に係る契約金額の支払いを請求することができる。ただし、別途一括して契約金額を支払うと定めたときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者から前二項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約金額を支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第 12 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が第 14 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
- (5) 第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (6) 受注者に前号以外の不正な行為があったとき。
- (7) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (8) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (9) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

リ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ヌ 受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第 5 号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第 13 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない事由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用及び契約物品を納入したとすれば収受しえたであろう利益の額を合算した金額を上限とする。

（受注者の解除権）

第 14 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により契約物品を納入することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

第 15 条 本契約が解除された場合においては、受注者は、納入の見込みがありかつ発注者が必要と認める物品を発注者に納入しなければならない。

- 2 発注者は、本契約が解除された時に既に納入を受けていた物品及び前項の規定により納入を受ける物品についてはこれを検査し、検査に合格した物品については、引渡しを受けるものとする。

- 3 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該物品に係る契約代金を受注者に支払うものとする。

（重大な不正行為に係る違約金）

第 16 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その都度、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 10 分の 2 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

- (1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。
- ア 本契約の締結又は履行にかかる便宜を得る目的
- イ 本契約の履行の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）
- (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約に関して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条第 1 号及び第 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
- (5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の 10 分の 2 を下ることではない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 12 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約による契約物品の引渡し完了後も引き続き効力を有するものとする。

（賠償金等）

第 17 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わ

ないときは、発注者は、その支払わない額及びこれに対する発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息の合計額と、発注者の支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払いを請求することができる。

- 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、遅延日数につき本利率で算出した額の延滞金の支払を請求する。

(調査・措置)

第 18 条 受注者が、第 12 条第 1 項第 6 号又は第 16 条第 1 項各号に該当する疑いがある場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

- 3 発注者は、第 12 条第 1 項第 6 号又は第 16 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。

- 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(契約の公表)

第 19 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近 3 カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 14 章に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第 14 章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第 20 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

- 2 本契約には、国際物品売買契約に関する国連条約（ウィーン売買条約）の適用は一切排除されるものとする。

(契約外の事項)

第 21 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

(合意管轄)

第 22 条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず（調停事件を含む。）、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

【電子契約の場合】

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

2024 年 12 月●●日

発注者
東京都千代田区二番町 5 番地 2 5
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事

受注者

様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

1. 競争参加資格確認申請書
2. 委任状
3. 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
4. 質問書
5. 機密保持誓約書
6. 資本関係又は人的関係に関する申告書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

手続・締切日時一覧（24a00731）

公告日 2024年10月25日

メール送付先	e_sanka@jica. go. jp
--------	----------------------

No.	入札説明書該当箇所	授受方法	提出期限、該当期間	メール件名	備 考
1	入札説明書に対する質問の提出	メール	公告日から2024/11/08(金)正午まで	【質問】（調達管理番号）_（法人名）_入札説明書	-
2	質問に対する機構からの回答掲載	-	2024/11/20(水)16時以降	-	機構がHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載はありません。
3	競争参加資格申請書の提出	メール	2024/12/03(火)正午まで	【提出】（調達管理番号）_（法人名）_競争参加確認申請書	資格無しと判断される場合のみ結果をご連絡します。
4	入札書の提出	電子入札システム	2024/12/03(火)正午まで	-	入札書については、電子入札システムの所定の項目を入力ください。
5	入札執行（入札会）の日時	電子入札システム	2024/12/05(木) 15:00	-	入札結果については電子入札システムより通知します。